

令和6年度 南知多町地域応援クーポン券取扱マニュアル

商品券使用期間 令和6年10月1日（火）から令和7年1月31日（金）まで

商品券換金期間 令和6年10月2日（水）から令和7年2月14日（金）まで

- クーポン券の換金方法
使用された「クーポン券」、「南知多町地域応援クーポン券特定事業者登録証明書」をご持参のうえ、町内の知多信用金庫、町内の東日本信用漁業協同組合連合会（旧愛知信用漁業協同組合連合会）にて換金をしてください。

知多信用金庫	
豊浜支店	内海支店
師崎支店	

東日本信用漁業協同組合連合会	
豊浜営業店	師崎営業店
日間賀島営業店	篠島営業店

- 口座を有する場合
 - 通帳をご持参し、金融機関備え付けの入金依頼書をお使いください。
 - 知多信用金庫は、支店が違っていても入金可能です。
 - 東日本信用漁業協同組合連合会は、口座と同じ支店で入金ください。
- 口座のない場合
 - 金融機関備え付けの振込依頼書をお使いください。
 - 振込手数料は町負担で、事業者負担はありません。なるべくまとまった数で換金ください。
- 共通事項
 - 金融機関にて請求された金額については、翌営業日までに入金されます。

（裏面もご覧ください）

- 一度に 10 万円以上換金する場合は、免許証等による本人確認（法人の場合は会社の謄本および本人確認証明）が必要になります。
 - 金融機関への持ち込みは午前中までにおこない、必ず南知多町地域応援クーポン券特定事業者登録証明書（加盟店登録時に町が配布した証明書）を持参してください。
 - 一度の持ち込みは 500 枚以内又は事前に金融機関に連絡をしてください。
 - 使用済みクーポン券の裏には、店名の記名又は押印をお願いします。なお、複数店舗が存在する場合には、各店舗での店名の記名又は押印（利用者統計のため）が必要です。
 - クーポン券は現金と引換えできません。
 - お客様のクーポン券使用時にはおつりは出さないでください。
 - 使用期間を過ぎたクーポン券の使用はできません。（受付禁止）
（使用は 1 月 31 日まで）
 - 換金期間を過ぎてからは、換金請求できません。
（換金は 2 月 14 日まで）
 - クーポン券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券やプリペイドカード等換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課
 - (6) その他町長が指定するもの
- 偽造防止策として、クーポン券には次の 2 点を施してあります。
- コピー牽制
 - ナンバリング（個別番号＋枝番）